主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人島秀一の上告趣意第一点は、事実誤認の主張であり、同第二点は、憲法三二条、一四条違反をいう点もあるが、実質はすべて事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第三点は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であり、同第四点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、原判示活性汚泥槽が労働安全衛生規則五三三条の「転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホツパー、ピツト等」に含まれるとした原判断は、相当である。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年一二月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	環		昌	_
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	服	部	高	顯